

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第四十三号）

改 正 案	現 行
（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正） 第二十三条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。 第六十八条第三項中「振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ」を「社債、株式等の振替に関する法律第二條第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という）」に、「から第二百二十二条まで及び第二百二十四条」を「第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條及び第二百二十七條」に改める。	（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正） 第二十三条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。 第六十八条第三項中「振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二條第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という）」に、「から第二百二十二条まで及び第二百二十四条」を「第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條及び第二百二十七條」に改める。